

平成23年8月30日  
第2313号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

<b>規 則</b>	
○秋田県議会定例会会期規則の一部を改正する規則（24・財政課）	1
○秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（25・団体指導室）	1
○秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（26・団体指導室）	2
<b>告 示</b>	
○都市計画の変更による送付図書の縦覧（371・都市計画課）	4
○建設業の許可の取り消し（372・北秋田地域振興局総務企画部）	4
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）	5
<b>教育委員会告示</b>	
○教育委員会会議の開催（15・教育庁総務課）	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の設立の届出（79）	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（80）	6
○政治団体の解散の届出（81）	6
○政治団体の収支に関する報告書（82）	7
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（83）	8
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（84）	8
○政治団体の収支に関する報告書（85）	8
<b>公安委員会告示</b>	
○警備員指導教育責任者講習の実施（85・生活安全企画課）	9
<b>監査委員公告</b>	
○秋田県公営企業会計の監査結果の公表	11

## 規 則

秋田県議会定例会会期規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年八月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二十四号

秋田県議会定例会会期規則の一部を改正する規則

秋田県議会定例会会期規則（昭和二十七年秋田県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県議会定例会招集規則

「六月、九月及び十二月」を「及び九月（県議会議員の任期満了による一般選挙が行われる年にあつては、二月、五月及び九月）」に、「開く。但し」を「招集する。ただし」に、「会期を前月に繰り上げ又は翌月に繰り下げることができる」を「前月に繰り上げて、又はその翌月に繰り下げてこれを招集する」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十三年における秋田県議会の定例会は、本規則の規定にかかわらず、二月、六月及び九月にこれを開く。ただし、特別の事情があるときは、その会期を前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

**秋田県規則第二十五号**

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和五十四年政令第二百五号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成八年政令第百五十三号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百九十六号)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号)、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百三三号)及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則(平成二十二年農林水産省令第五十一号)、」に改め、「平成二十年法律第三十八号」の下に「。以下「連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百三十四号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成二十三年農林水産省令第七号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)を加え、「同法第十一条第一項の規定の適用を受ける」を「連携促進法第十二条第一項に規定する措置を実施する」に、「「特例認定中小企業者」という。及び」を「単に「認定中小企業者」という。及び六次産業化法第十条第一項に規定する措置を実施する促進事業者(以下単に「促進事業者」という。)並びに」に改める。

第二条第一項第四号中「法人で」を「法人で、」に、「団体」を「もの」に改め、同項第五号中「特例認定中小企業者」を「認定中小企業者」に改め、同項に次の一号を加える。

**六 促進事業者****附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

**秋田県規則第二十六号**

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百九十六号)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号)、」に改め、「連携促進法」という。の下に「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百三十四号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成二十三年農林水産省令第七号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)」を加え、「対して、」を「対して」に、「の規定の適用を受ける認定中小企業者(以下「特例認定中小企業者」を「に規定する措置を実施する認定中小企業者(以下単に「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第十一条第一項に規定する措置を実施する促進事業者(以下単に「促進事業者」に、「の資金」を「に掲げる資金」に改め

る。

第二の表第一号(一)の項中

(3) レーダー	(3) サイドスラスター
(4) 自動航跡記録装置	(4) レーダー
(5) GPS受信機	(5) 自動航跡記録装置
	(6) GPS受信機

を「に、「百八十万円」を「四百万円」に、「百二十万円」を「百八十万円」に、「百三十万円」を「百二十万円、(6)に掲げるものにあつては一台につき百三十万円」に、「特例認定中小企業者」を「バイオ燃料法第十条に規定する措置を実施する認定事業者（以下単に「認定事業者」という。）に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、「認定中小企業者又は促進事業者」に改め、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十条の規定の適用を受ける認定事業者（以下「特例認定事業者」という。）に対して貸し付け

る場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を削り、同号(二)の項中

(4) 漁業用ソナー	(4)
(5) カラー魚群探知機	(5)
(6) 海水冷却装置	(6)
(7) 巻取ウインチ	(7)
(8) 放電式集魚灯	(8)
(9) 漁業用クレーン	(9)
	(10)
	(11)
	(12)

を「(1)に掲げるものにあつては一セットにつき八十万円、」を削り、「(3)に掲げるものにあ

- 巻取ウインチ
- 放電式集魚灯
- 漁業用クレーン
- 漁獲物等処理装置
- 海水冷却装置
- 海水殺菌装置
- 漁業用ソナー
- カラー魚群探知機
- 潮流計

つては」の下に「それぞれ」を加え、「一台につき百五十万円」を「一セットにつき二百万円」に、「百八十万円、(7)に掲げるものにあつては一台につき七十万円（中核的漁業者協業体（漁業経営の改善に関する計画を策定し、知事の認定を受けた団体又は会社をいう。第三号(三)の項及び第四条第一項において同じ。）にあつては、三百万円）」を「四百万円」に、「一セットにつき二百万円」を「一台につき百八十万円」に、「四百万円」を「三百万円、(11)に掲げるものにあつては一台につき百五十万円」に、「特例認定中小企業者」を「認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、「認定中小企業者又は促進事業者」に改め、「特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を削り、同号(三)の項中「(2)に掲げるものにあつては一台につき百万円」を削り、「特例認定中小企業者」を「認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、「認定中小企業者又は促進事業者」に改め、「特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を削り、同号(四)の項中「特例認定中小企業者」を「認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、「認定中小企業者又は促進事業者」に改め、「特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を削り、同号(五)の項中「特例認定中小企業者」を「認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）、「認定中小企業者又は促進事業者」に改め、「特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）」を削り、同号(六)の項及び(七)の項中「特例認定中小企業者」を「認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、「認定中小企業者又は促進事業者」に改め、「特例認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」を削り、同号(八)の項中

「(2) すべり止め

(3) 安全カバー装置	(2) 安全カバー装置
(4) 揚網機安全装置	(3) 揚網機安全装置
(5) 船上トイレ	

を「(2) 安全カバー装置」に、「(4)」を「(3)」に改め、「(5)に掲げるものにあつては三十万円、」(1)から(4)までに掲げるもの「及び(5)に掲げるもの 三年以内」

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 膨張式救命いかだ   | (1) 救命胴衣 |
| (2) 救命胴衣       | (2) 消火器  |
| (3) 救命浮環又は救命浮輪 |          |

を削り、同号内の項中 (4) 信号紅炎 を (3) イーパブ に、「(1)」を「(1)及び  
 (5) 消火器 (4) レーダートランスポンダ  
 (6) イーパブ (5) 小型漁船緊急連絡装置」  
 (7) レーダートランスポンダ」

(2) に、「一台につき五十万円、(2)から(5)まで」を「それぞれ十万円、(3)」に、「それぞれ十万円、(6)」を「六十万円、(4)」に改め、「六十万円、(7)に掲げるものにあつては」を削り、「(1)から(5)まで」を「(1)及び(2)」に、「(6)及び

「(2) 甲板口のコーミング

(7) を「(3)から(5)まで」に改め、同号(十)の項中 (3) 甲板口の閉鎖装置 を「(2) 廃止した  
 (4) 廃止した甲板上の魚槽に代わる甲板下の魚槽」

甲板上の魚槽に代わる甲板下の魚槽」に改め、「から(3)まで」を削り、「それぞれ三十万円、(4)」を「三十万円、(2)」に改め、同表第三号(ロ)の項中「中核的漁業者協業体」を「漁業経営の改善に関する計画を策定し、知事の認定を受けた団体又は会社」に、「特例認定事業者」を「認定事業者」に改める。

第三条中「又は一特例認定中小企業者」を、「一認定中小企業者又は一促進事業者」に改める。

第四条中「又は特例認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第六条第一項中「第七条第二項及び第十二条」を「次条第二項及び第十二条第二項」に改め、同条第三項を次のよう  
 に改める。

3 第一項の申請書には、別に定める様式による事業計画書（認定事業者、認定中小企業者又は促進事業者にあつては、事業計画書及び次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類）を添えなければならない。

- 一 認定事業者 バイオ燃料法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画を記載した書類
- 二 認定中小企業者 連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画を記載した書類
- 三 促進事業者 六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を記載した書類

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百十五条に規定する者に対して同条に規定する日までに第一条の規定により貸し付ける沿岸漁業改善資金についての第二条の規定の適用については、同条の表中「七年」とあるのは「十年」と、「二年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表第一号の資金については、なお従前の例による。

**告 示**

**秋田県告示第371号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、八郎潟町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書  
八郎潟都市計画下水道（八郎潟町公共下水道）の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所  
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

**秋田県告示第372号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年8月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日  
平成23年8月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社県北石材工業  
北秋田市脇神字高村岱200  
代表取締役 川 上 長 治  
秋田県知事許可（般-22）第20100号

- 3 処分の内容  
とび・土工事業及び石工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年8月22日付けでとび・土工事業及び石工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年8月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 日垂平和文化交流協会
- 3 代表者の氏名  
伊 藤 茂 雄
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県大仙市花館字間倉洲崎45番地2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、アジア諸国の人々に対して、太陽光発電システムの導入支援事業と農業技術支援事業を実施し、生活改善と生計向上を図ると共に、環境保全のための植樹支援事業と教育施設への助成による人材育成支援事業及びアジア諸国の文化交流を支援する事業などの国際協力活動も実施し、アジア諸国の交流促進と文化発展に貢献し、延いては世界平和に寄与することを目的とする。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 秋田県教育委員会告示第15号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年8月30日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 日時  
平成23年9月1日午後2時
- 2 場所  
教育委員会委員室
- 3 案件  
(1) 平成23年度施策評価について  
(2) その他

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 秋選管告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年7月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体  
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋田県配置業連盟	吉 村 登喜男	馬 場 秀 知	秋田市川尻みよし町7番7号	平成23年7月4日
加藤正徳後援会	横 瀬 浩 也	加 藤 大 輔	山本郡藤里町粕毛字南熊の岱63番地	平成23年7月20日
藤本信昭後援会	館 岡 忠 弘	藤 本 康 子	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢2-9	平成23年7月20日

## 秋選管告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年7月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
公明党秋田第三総支部	主たる事務所の所在地	由利本荘市岩谷町字松山34	仙北市角館町下延字東川原1-30	平成23年7月5日
	代 表 者	伊 藤 岩 夫	藤 原 万 正	
公明党秋田第一総支部	代 表 者	石 塚 秀 博	近 江 喜 博	平成23年7月7日
	会 計 責 任 者	松 田 豊 臣	石 塚 秀 博	
自由民主党秋田県港湾支部	代 表 者	村 岡 淑 郎	武 田 鋭 彦	平成23年7月11日
自由民主党鷹巣支部	主たる事務所の所在地	北秋田市住吉町4-14	北秋田市松葉町3-15	平成23年7月13日

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
阿部博雄後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字赤面12番4号	鹿角市花輪字蒼前平46番3号ハイツ蒼前平2-E	平成23年7月20日
小畑元後援会	主たる事務所の所在地	大館市三の丸103-7	大館市部垂町33-2	平成23年7月21日
木鐸会	主たる事務所の所在地	大館市御成町三丁目3-2	大館市部垂町33-2	平成23年7月21日
秋田県中小企業団体政治連盟	主たる事務所の所在地	秋田市旭北錦町1番47号	秋田市金足追分字海老穴210番地6	平成23年7月22日
	会 計 責 任 者	高 橋 清 悦	高 橋 光 男	

## 秋選管告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年7月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
---------	-------	-------	-------

国民新党憲友会秋田県支部	阿 部 弘 平	平成23年7月19日	平成23年7月20日
--------------	---------	------------	------------

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
かざえもんを励ます会	工 藤 嘉左衛門	平成23年7月11日	平成23年7月11日
工藤かざえもん後援会	豊 田 堯	平成23年7月11日	平成23年7月12日
菅原ひろお後援会連合会	工 藤 良 一	平成23年7月1日	平成23年7月14日
藤本信昭後援会	米 沢 久 雄	平成22年3月31日	平成23年7月20日

## 秋選管告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

## II 報告書の要旨

## 1 収入及び支出のある団体

## (1) 政党

政治団体の名称 国民新党憲友会秋田県支部（平成23年分）

報告年月日 平成23年7月20日

## ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 34,491円

前年からの繰越額 34,484円

本年の収入額 7円

(イ) 支出総額 34,491円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

その他の収入 7円

合 計 7円

## (イ) 支出の内訳

経常経費 1,600円

事務所費 1,600円

政治活動費 32,891円

組織活動費 5,973円

寄附・交付金 26,918円

合 計 34,491円

## (2) その他の政治団体

政治団体の名称 菅原ひろお後援会連合会（平成23年分）

報告年月日 平成23年7月14日

## ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 1,710,998円

前年からの繰越額 1,548,901円

本年の収入額 162,097円

(イ) 支出総額 715,195円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

機関紙誌の発行その他の事業による収入 162,000円

市政報告会（2回） 162,000円

その他の収入 97円

合 計 162,097円

## (イ) 支出の内訳

経常経費 290,818円

備品・消耗品費	128,739円
事務所費	162,079円
政治活動費	424,377円
組織活動費	39,920円
機関紙誌の発行その他の事業費	384,457円
宣伝事業費	219,295円
その他の事業費	165,162円
合 計	<u>715,195円</u>

政治団体の名称 藤本信昭後援会（平成22年分）

報告年月日 平成23年7月20日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>78,000円</u>
前年からの繰越額	78,000円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

## 2 収入及び支出のない団体

### (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
かざえもんを励ます会（平成23年分）	平成23年7月11日
工藤かざえもん後援会（平成23年分）	平成23年7月12日

## 秋選管告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
阿部 博雄	秋田県議会議員	阿部博雄後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字赤面12番4号	鹿角市花輪字蒼前平46番3号ハイツ蒼前平2-E	平成23年7月20日

## 秋選管告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
工藤 嘉左衛門	秋田県議会議員	かざえもんを励ます会	秋田市山内字田中143-1	工藤 嘉左衛門	平成23年7月11日

## 秋選管告示第85号



政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年8月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 平成23年7月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

(平成20年分)

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 藤本信昭後援会

報告年月日 平成23年7月20日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

78,000円

前年からの繰越額

78,000円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

(平成21年分)

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 藤本信昭後援会

報告年月日 平成23年7月20日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

78,000円

前年からの繰越額

78,000円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成23年8月30日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 1号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

(1) 新規取得講習

平成23年10月17日（月）から同月25日（火）までの7日間（土曜及び日曜を除く。）

(2) 追加取得講習

平成23年10月20日（木）から同月25日（火）までの4日間（土曜及び日曜を除く。）

4 実施場所

秋田市山王四丁目4番14号 財団法人秋田県教育会館

5 受講定員

(1) 新規取得講習

30人

## (2) 追加取得講習

10人

## 6 受講資格

## (1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、1号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

## 7 受講申込手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に電話（連絡先018-863-1111内線3043～3045）による予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話による予約は、平成23年9月12日（月）から同月16日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

## イ 留意事項

(ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。

(イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。

(ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受け付けを締め切る。

## (2) 受講申込書類の提出手続

## ア 受講申込要件

講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。

## イ 受講申込期間

平成23年9月26日（月）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時までの間

## ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

## エ 受講申込書類

## (ア) 新規取得講習

## a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼り付けること。

## b 次のいずれかの書面1通

## (a) 前記6(1)アに該当する者

1号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

## (b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

## (c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事してい

- ることを疎明する警備業務従事証明書
- (d) 前記6(1)エに該当する者  
旧1級検定の合格証の写し
- (e) 前記6(1)オに該当する者  
旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通
- (イ) 追加取得講習
- a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通  
写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。
- b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する、前記7(2)エ(ア) bの(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通
- c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通
- 8 講習手数料
- (1) 新規取得講習  
47,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)
- (2) 追加取得講習  
23,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)
- 9 その他
- (1) 講習初日の集合時間は、午前8時50分とする。
- (2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。
- (3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の担当は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111内線3043~3045)

### 監 査 委 員 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成23年8月30日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員
大館発電事務所(現地監査)	平成23年7月12日	土 谷 勝 悦 阿 部 博 昭
秋田発電・工業用水道事務所 (現地監査)	平成23年7月12日	小 田 美恵子 大 山 幹 弥
公営企業課 大館発電事務所 玉川発電事務所 秋田発電・工業用水道事務所	平成23年7月13日	小 田 美恵子 土 谷 勝 悦 大 山 幹 弥 阿 部 博 昭

1 監査の対象

平成22年度秋田県公営企業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

(1) 電気事業会計

## ア 売電電力量及び電力料金収入

釜淵発電所ほか14発電所

売電電力量 448,133,886 kWh

電力料金収入 3,199,286,764 円

## イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	3,423,572,000	3,419,583,888		
支 出	3,324,326,000	3,268,150,186	(87,258,831)	56,175,814

繰越額は決算額にも含まれているため括弧書きで表示している。

資本的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	901,873,000	901,901,000		
支 出	1,170,569,000	1,000,764,554	97,222,469	72,581,977

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金900,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額998,863,554円は、減債積立金129,589,508円、中小水力発電開発改良積立金13,483,671円、過年度分損益勘定留保資金840,178,120円及び当年度分消費税資本的収支調整額15,612,255円で補てんしている。

## ウ 経営成績

当年度の総収益は3,258,083,456円、総費用は3,120,213,009円で、差引き137,870,447円の純利益となっている。

## (2) 工業用水道事業会計

## ア 契約給水量、給水実績量及び給水料金収入

秋田工業用水道

契約給水量 56,913,412 m<sup>3</sup>

給水実績量 50,177,319 m<sup>3</sup>

給水料金収入 843,602,485 円

## イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	930,971,000	930,115,618		
支 出	788,574,000	745,888,303	0	42,685,697

資本的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	582,300,000	582,300,000		
支 出	822,300,000	790,662,725	0	31,637,275

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金100,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額308,362,725円は、減債積立金258,777,798円、過年度分損益勘定留保資金47,223,740円及び当年度分消費税資本的収支調整額2,361,187円で補てんしている。

## ウ 経営成績

当年度の総収益は886,023,423円、総費用は704,157,295円で、差引き181,866,128円の純利益となっている。

## 3 監査の結果

## (1) 財務に関する事務の執行等

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に執行されていると認められた。

## (2) 改善を要する事項

特に改善を要する事項はなかった。

## (3) 要望事項

## ア 電気事業会計

東日本大震災により大規模な停電が発生したほか、全国的な電力不足が懸念され、電力の安定供給の重要性が再認識されている。

電気事業の推進に当たっては、『秋田県公営企業第Ⅱ期中期経営計画（平成22年度～平成26年度）』に基づき、発電施設の計画的な更新や効率的な業務の推進及び地域への貢献などに取り組んでいるが、今後とも、未利用水の活用や売電電力量の増加などを図るとともに、一層の経営効率化に努めながら、電力の安定供給を図って

いくことを要望する。

イ 工業用水道事業会計

工業用水道事業の推進に当たっては、『秋田県公営企業第Ⅱ期中期経営計画（平成22年度～平成26年度）』に基づき、安定供給の強化や料金単価の維持及び収益性の向上などに取り組んでいるが、東日本大震災の発生により、秋田工業用水道の給水が一時停止し、工業用水の安定供給の重要性が再認識されていることから、今後とも、老朽化が進行している工業用水道施設の計画的な更新や旧第二工業用水道施設の有効活用ができるように努めるとともに、新規ユーザーの開拓による需要拡大を図っていくことを要望する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号